

社会福祉法人 兼愛会
 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム しょうじゅの里相模原
重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホーム しょうじゅの里相模原
所在地	神奈川県相模原市中央区すすきの町22-12
介護保険事業所番号	1472611407号
管理者責任者	施設長 根本 容
第三者評価受審	有

2 事業所の職員体制等

職種	種類、業務、資格	人員
管理者	社会福祉主事	1名 (常勤兼務)
医師	内科	2名 (嘱託医1名、精神科医1名)
介護支援専門員	介護支援専門員	1名 (常勤兼務)
生活相談員	社会福祉士・社会福祉主事	1名 (常勤兼務)
介護職員	介護福祉士ほか	34名 (常勤専従30名・非常勤専従4名)
看護師	看護師・准看護師	4名 (常勤専従)
機能訓練指導員	柔道整復師・看護師	1名 (常勤兼務)
栄養士	管理栄養士・栄養士	1名 (常勤兼務)
調理員	調理師ほか	6名 (常勤兼務)
事務・その他		20名 (常勤、非常勤)

3 設備の概要

区分	数量・規模		備考
入所定員	90名		10名単位のユニットケア
居室	一般個室	90室 (1室約11.04m ²)	
食堂	9箇所 (各27.41m ²)		共有スペース
リハビリスペース	9箇所 (各27.41m ²)		
浴室	個浴9箇所 (1室: 6.87m ²) 個浴3箇所 (1室: 16.00m ²)		一般浴槽・特殊浴槽個別浴槽があります
便所	各居室9箇所 共用9箇所		各居室1ヶ所ほか9箇所
洗面所	各居室9箇所 共用9箇所		各居室1ヶ所ほか9箇所
医務室	1室 (20.00m ²)		
相談室	1室 (14.62m ²)		

4 入所対象者 要介護度 3 ~ 5

原則として要介護3~5の方が対象です。介護により要介護度が向上したとき（要支援・自立状態と認定されたとき、または要介護1・2と認定され特養入所要件にあてはまらなくなったとき）は、退所計画書を立てさせていただきます。（要介護1または2であり、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である場合には、特例的に入所が認められます。）

5 要介護度認定

要介護度認定は認定有効期間内に特別養護老人ホームしょうじゅの里相模原にて、認定の更新を受けていただきます。

6 契約期間と更新

- 1) この契約期間は要介護認定有効期間とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。
- 2) 契約期間満了日の30日前までに、利用者から書面による契約解除の申し入れがない場合 この契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3) この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

7 施設サービス計画の作成・変更

- 1) 事業者は、介護支援専門員に利用者の心身の状況及びその意向を踏まえて、「施設サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。施設サービス計画を作成した場合には、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2) 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の対応を行います。

8 施設サービス内容

1) 食事

管理栄養士により栄養ならびに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し、栄養アセスメントに基づき、適切な時間に食事を提供します。（記載時間はおおよその目安です）

朝食 8:00 ~ 9:00

昼食 12:00 ~ 13:00

夕食 18:00 ~ 19:00

- ア) 栄養価バランスのとれた食事の提供
- イ) 準備、配膳、下膳、後始末の援助
- ウ) 食事摂取の介助
- エ) その他、食事に関する必要な援助

2) 日常生活上の援助

ア) 排泄の介助

利用者の状況に応じてサービス計画書に基づき、適切な排泄介助を行います

イ) 施設内の移動の介助

ウ) その他必要な身体介助

3) 入浴

最低、週2回適切な方法により入浴、または清拭を行います。

浴槽は一般浴槽または特殊浴槽となります。

浴槽種類については利用者の身体状況に合わせて施設側で決めさせていただきます。

発熱等により入浴できない場合は、その時の状態により身体清拭等を行います。

4) 機能訓練

利用者の状況に応じて機能訓練等を実施し、身体機能の低下を予防いたします。

5) 健康管理

嘱託医により診療を受けることができます。

また、日々利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持のための適切な措置を図ります。

年一回以上の健康診断を行います。その他必要に応じて、検査等受けていただきます。

6) 相談・助言に関すること

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

ア) 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ) 福祉用具に関する相談、助言

ウ) その他必要な相談、助言

生活相談員が担当いたします。

7) 理容・美容

理容・美容サービスを実施いたします。（料金は自己負担となります）。

8) レクリエーション

必要な教養娯楽設備を整え、適宜レクリエーション行事を企画いたします。

9 利用者負担

1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、次の5種類に分かれます。疑問点等があれば、お尋ねください。

ア) 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1割）

区分	金額（単位）	内容の説明
① 基本額	要介護1 670単位	1日あたりの負担額です。
	要介護2 740単位	1日あたりの負担額です。
	要介護3 815単位	1日あたりの負担額です。
	要介護4 886単位	1日あたりの負担額です。
	要介護5 955単位	1日あたりの負担額です。
② 加算額	初期加算 1日 30単位	新規入所日及び1ヶ月以上の入院後再入所日から30日間に限ります。
	個別機能訓練加算（I）1日 12単位	施設サービス計画書に基づく。

	個別機能訓練加算(Ⅱ) 月20単位	1月あたりの負担額です。
	日常生活継続支援加算 1日46単位	1日あたりの負担額です。
	夜間職員配置加算 1日/18単位	1日あたりの負担額です。
	精神科療養指導加算 1日 / 5 単位	1日あたりの負担額です。
	看護体制加算 (Ⅰ・Ⅱ) 1日/4・8単位	1日あたりの負担額です。
	入院・外泊等加算 1日/246単位	入院及び外泊時6日を限度として加算されます。 ※月をまたがる場合には、最大12日となります。
	経口摂取移行加算 1日/28単位	医師の指示に基づく。
	経口維持加算Ⅰ 1日/400単位	医師の指示に基づく。
	経口維持加算Ⅱ 1日/100単位	医師の指示に基づく。
	療養食加算 1回/6単位	医師の指示に基づく。
	栄養マネジメント強化加算 1日/11単位	1日あたりの負担額です。
	看取り介護加算 1日72/144/680/1280 単位	同意書に基づく。
	退所時相談援助加算 400単位	
	認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 1日3単位 (Ⅱ) 1日4単位	1日あたりの負担額です。
	排泄支援加算 (Ⅰ) 1月/10単位 (Ⅱ) 1月/15単位 (Ⅲ) 1月/20単位	1月あたりの負担額です。
	褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 1月/3単位 (Ⅱ) 1月/13単位	1月あたりの負担額です。
	自立支援促進加算 1月/280単位	1月あたりの負担額です。
	ADL維持等加算 (Ⅰ) 1月/30単位 (Ⅱ) 1月/60単位	1月あたりの負担額です。
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1月/50単位	1月あたりの負担額です。
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の140/1000	1月当たりの負担額です。
	生活機能向上連携加算 1月/100単位	1月あたりの負担額です。
	認知症行動心理症状緊急対応加算 1日/200単位	入所日より7日を限度として算定されます。
	安全対策体制加算 1回/20単位	入所時に1回限り算定されます。

※利用者負担金は（基本額+加算額）×10.54円（地域加算）を計算した合計額の10%・20%・30%

イ) 食事等の提供に要する費用 (食材料費及び調理費)

	金額 (単位)	内容の説明
標準負担額	1日 1,445円	1日あたりの負担額です。
おやつ	1食 100円	1食あたりの負担額です。

* 利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
 * 食費の内訳は、朝食：320円、昼食：520円、夕食：605円となっております。
 * 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。
 * 食事のキャンセルについては、下記の通りのキャンセル料をご負担願います。
 朝食：前日17:00以降は全額
 昼食：当日8:00以降は全額
 おやつ：当日8:00以降は全額
 夕食：当日12:00以降は全額
 * 行事食は別料金になります（実費相当）。
 * おやつは希望により提供いたします。

ウ) 居住費に要する費用 (光熱水費及び室料 (建物設備等の減価償却費等))

区分	金額 (単位)	内容の説明
① 居住費	1日 2,300円	一般個室

*当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日あたり）のご負担となります。
 *入院中の居住費については、10条を参照。
 入所者の精神・身体状況により、居室やユニットを変更させていただくことがございます。

エ) その他、個人負担となる費用 (全額、自己負担)

区分	金額 (単位)	内容の説明
① 理美容代	実費となります 別表参照	利用者の希望によって提供した場合
② 日用品費	実費となります 別表参照	利用者の希望・選択によって提供した場合（持参の場合は無料）
③ 健康管理費	予防接種等	必要に応じて実費となります
④ 行事代	各行事実費相当額	利用者の希望によって参加した場合
⑤ クラブ活動費	各作業実費相当額	利用者の希望によって参加した場合
⑥ 電気使用料	品目別（別紙参照）	利用者の希望によって使用した場合

⑦ 送迎費	基本送迎区域外の場合、1kmあたり22円とする（別紙参照）。	基本送迎区域外からの利用の場合。
⑧ 粗大ごみ処分費用	実費相当額 ※相模原市粗大ごみ処理手数料表（品目別）に基づく	タンス等の粗大ごみの処分を施設にご依頼される場合

オ) 医療費

嘱託医による処置代やお薬代・医師の指示による検査料などです。

2) 費用の徴収および、支払方法

ア) 費用の支払いのうち以下のものについては、イ) の方法により、お支払ください。

- ① 介護サービス費の1割(2割・3割)分（各個人の算定されたもの）
- ② 食事サービス費の全額（負担限度額証をお持ちの方は記載の負担となります）
- ③ 居住費（負担限度額証をお持ちの方は記載の負担となります）
- ④ その他、個人負担となる費用（ただし理美容代は現金にて業者支払いとなります）

イ) 費用のお支払方法は、指定口座からの自動口座引き落としとなります。（手数料110円をご負担いただきます。）

10 利用者の入院期間中の取扱い

施設は、利用者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月間は居室を確保することが可能です。

入院中の居住費については、当該居室確保の為、1日当たり2,300円となります。（ただし負担限度額証をお持ちの方は、6日目までは負担限度額証に記載の居住費となります。なお、月をまたがる場合は最大12日間となります。）

11 当施設のサービスの方針等

施設サービス計画に基づき、入所者の心身の状況に対応する必要な日常生活上のお世話及び介護を行い、健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう、援助を行っていきます。

当施設は一人一人の個性を尊重するため、1ユニットの定員を10人とし、このユニットごとに食事や入浴などの日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら個別にケアを行います。

また、プライバシーが確保された生活空間を提供することにより、心身ともに安定した穏やかな生活を送れるよう援助いたします。

従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回以上

12 サービス利用に当たっての留意点

1) 面会等

面会時間には特に制限はございません。ただし、20:00～8:00の間は安全管理上、玄関を施錠させていただいておりますので面会の際は代表番号（042-704-8817）までご連絡下さい。

来訪時は、事務所受付の面会簿に記入してください。

2) 金銭・貴重品の管理

預かり金（お小遣い金）として現金をお預かりできます。

（管理料：1000円／月 上限2万円）

3) 外出・外泊

外出・外泊の際には、必ず行き先、時間などを事前に所定の外出泊届けに記入の上で（3日前までに）お知らせください。

外泊中の居住費については、1日当たり2300円となります。（ただし負担限度額証をお持ちの方は、6日目までは負担限度額証に記載の居住費となります。なお、月をまたがる場合は最大12日間となります。）

4) 飲酒・喫煙

健康管理上、医師の指示に従っていただくことがあります。

敷地内は禁煙となっております。

5) 設備の利用

施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただくことがあります。

6) 入所居室について

入所者の精神・身体状況により、居室やユニットを変更させていただくことがあります。

7) 所持品の持ち込み

家電製品のお持込については、ご相談ください。

居室での紛失につきましては責任を負いかねますので、高価な金品のお持ち込みはお断りいたします。

8) 施設外での受診

病院への受診が必要な場合は、ご家族様の受診付き添いをお願い致します。緊急受診が必要な場合、救急搬送時等は施設職員が付き添います。ご家族様は受診先、搬送先の病院へ駆けつけて頂ける様、ご協力をお願い致します。受診終了後、職員への受診報告もお願い致します。

9) 宗教活動等

施設内での他の入居者に対する宗教活動・政治活動などは、ご遠慮ください。

10) 動物飼育

ペットの持ち込みおよび、飼育はお断りいたします。

13 身体拘束の禁止

当施設では、サービス提供にあたり厚生労働省監修による「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、介護を行います。

緊急やむを得ない場合（利用者本人或いは他の利用者の生命または身体の保護のため）は、できる限り詳細に記録し、ご本人、ご家族に説明いたします。また、要件に該当しなくなつたときは、直ちに解除します。

14 契約の終了

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了いたします。

- 1) 要介護認定の更新において、利用者が自立または、要支援と認定されたとき。
- 2) 利用者が死亡したとき。（ご遺体の安置は致しかねます。）
- 3) 利用者が医療機関に入院し、3ヶ月に達したとき。
- 4) 利用者が医療機関に入院し、3ヶ月を経過しても退院ができないことが明らかとなつたとき。
- 5) 利用者が他の介護保健施設への入所が決定し入所できる状態になったとき。
- 6) 利用者が契約解除事項に基づき、契約解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 7) 事業者が契約解除事項に基づき、契約解除を通告し、予告期間が満了したとき。

15 利用者の契約解除事項

利用者は、事業所に対し、いつでも契約の解除を申し入れることができます。この場合には30日以上の予告期間をもって届け出てください。入所契約解除届出書への署名・捺印の日付から30日後に契約解除成立となります。この間、居住費はご負担願います。

16 事業者の契約解除事項

事業者は、利用者が次の各項に該当する場合には、利用者に対して30日の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。

- 1) 利用者が支払うべき費用を正当な理由なく3ヶ月以上滞納した場合、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、支払い猶予を設け、期間満了までに費用を支払わない場合。
- 2) 利用者の著しい不信心行により契約を継続することが困難となった場合、その理由を記載した文書をもって説明し、事業者から契約解除の意思表示がされたとき。
- 3) 利用者の行動が、本人或いは他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。
- 4) 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

17 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、状況に応じ、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

18 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

19 協力病院等

名 称	社会福祉法人 ワゲン福祉会 総合相模厚生病院
代 表 者	松本 豊
所 在 地	神奈川県相模原市中央区小山3429
連 絡 先	042-752-1808

名 称	医療法人社団 立靖会 ひまわり歯科
代 表 者	勝野 靖司
所 在 地	神奈川県中央区相模原5-1-7-1F
連 絡 先	042-750-6143

20 非常災害対策

消防法等の規定に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、不定期に避難、救出その他必要な訓練を行います。

防火管理者 施設長
防災訓練 年2回
避難訓練 年2回
通報訓練 年2回

21 苦情対応

サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他の必要な措置を講じるものとします。また公的機関においても苦情受付を行なっております。

当施設苦情受付窓口	担当者 介護支援専門員 電話番号 042-704-8817 fax番号 042-769-0865 対応時間 平日 9:00~17:00
第三者評議委員	赤枝病院院長 045-921-3333 評議委員 045-921-0013

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

相模原市健康福祉局 福祉基盤課	所在地 神奈川県相模原市中央2-11-15 電話番号 042-769-9226 fax番号 042-759-4395 対応時間 月曜日~金曜日 8:30~17:00 (祝祭日を除く)
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 利用時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15 (祝祭日を除く)

22 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 兼愛会
代表者名	理事長 赤枝 真紀子
所在地・電話	住所 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 電話番号 045-921-0013
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（緑区三保町, 鶴見区江ヶ崎町, 鶴見区下野谷町, 相模原市中央区, 千葉市美浜区） ・短期入所生活介護施設（緑区三保町, 鶴見区江ヶ崎町, 鶴見区下野谷町, 相模原市中央区, 千葉市美浜区） ・デイサービスセンター（緑区三保町, 千葉市美浜市, 千葉県茂原市） ・地域密着型介護老人福祉施設（緑区三保町, 濱谷区三ツ境, 千葉県茂原市） ・地域密着型短期生活介護施設（緑区三保町） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（緑区三保町, 濱谷区三ツ境, 相模原市中央区, 千葉県茂原市） ・居宅介護支援事業所（千葉市美浜区, 千葉県茂原市） ・小規模多機能型居宅介護支援事業所（千葉市美浜区） ・ケアハウス（千葉県茂原市） ・訪問介護事業所（千葉県茂原市） ・在宅介護支援センター（千葉県茂原市） ・サービス付高齢者住宅（千葉市美浜区） ・地域包括支援センター（千葉県茂原市） ・診療所（千葉市美浜区） ・訪問看護（千葉市美浜区） ・定期巡回・随時対応型訪問介護事務所（千葉市美浜区）
事業所数	32箇所

23 その他

その他ご不明な点等ございましたら、ご相談ください。

年　月　日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者

所在地 神奈川県相模原市中央区すすきの町22-12

名称 社会福祉法人 兼愛会

介護老人福祉施設 しょうじゅの里相模原

説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 氏名 _____ 印

代理人 氏名 _____ 印

特別養護老人ホームしようじゅの里相模原 料金

令和6年8月1日～

*標準サービス利用料金（利用者負担段階第4段階の方）

要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担			食費(月額) ※1日¥1445	居住費(月額) ※1日¥2300	おやつ代(月額) ※1日¥100	1月合計(30日)		
				1割負担	2割負担	3割負担				1割負担	2割負担	3割負担
1	20100単位	3583単位	10.54	¥24,962	¥49,924	¥74,886	43,350	69,000	3,000	¥140,312	¥165,274	¥190,236
2	22200単位	3583単位	10.54	¥27,175	¥54,351	¥81,526	43,350	69,000	3,000	¥142,525	¥169,701	¥196,876
3	24450単位	3583単位	10.54	¥29,547	¥59,094	¥88,640	43,350	69,000	3,000	¥144,897	¥174,444	¥203,990
4	26580単位	3583単位	10.54	¥31,792	¥63,584	¥95,375	43,350	69,000	3,000	¥147,142	¥178,934	¥210,725
5	28650単位	3583単位	10.54	¥33,974	¥67,947	#####	43,350	69,000	3,000	¥149,324	¥183,297	¥217,271

*サービス利用料金減額A（利用者負担段階第3段階②の方）

要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)			食費(月額) ※1日¥1360	居住費(月額) ※1日¥1370	おやつ代(月額) ※1日¥100	1月合計(30日)		
				1割負担	2割負担	3割負担				1割負担	2割負担	3割負担
1	20100単位	3583単位	10.54		¥24,962	40,800	41,100	3,000				¥109,862
2	22200単位	3583単位	10.54		¥27,175	40,800	41,100	3,000				¥112,075
3	24450単位	3583単位	10.54		¥29,547	40,800	41,100	3,000				¥114,447
4	26580単位	3583単位	10.54		¥31,792	40,800	41,100	3,000				¥116,692
5	28650単位	3583単位	10.54		¥33,974	40,800	41,100	3,000				¥118,874

*サービス利用料金減額A（利用者負担段階第3段階①の方）

要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)			食費(月額) ※1日¥650	居住費(月額) ※1日¥1370	おやつ代(月額) ※1日¥100	1月合計(30日)		
				1割負担	2割負担	3割負担				1割負担	2割負担	3割負担
1	20100単位	3583単位	10.54		¥24,962	19,500	41,100	3,000				¥88,562
2	22200単位	3583単位	10.54		¥27,175	19,500	41,100	3,000				¥90,775
3	24450単位	3583単位	10.54		¥29,547	19,500	41,100	3,000				¥93,147
4	26580単位	3583単位	10.54		¥31,792	19,500	41,100	3,000				¥95,392
5	28650単位	3583単位	10.54		¥33,974	19,500	41,100	3,000				¥97,574

*サービス利用料金減額B（利用者負担段階第2段階の方）

要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)			食費(月額) ※1日¥390	居住費(月額) ※1日¥880	おやつ代(月額) ※1日¥100	1月合計(30日)		
				1割負担	2割負担	3割負担				1割負担	2割負担	3割負担
1	20100単位	3583単位	10.54		¥24,962	11,700	26,400	3,000				¥66,062
2	22200単位	3583単位	10.54		¥27,175	11,700	26,400	3,000				¥68,275
3	24450単位	3583単位	10.54		¥29,547	11,700	26,400	3,000				¥70,647
4	26580単位	3583単位	10.54		¥31,792	11,700	26,400	3,000				¥72,892
5	28650単位	3583単位	10.54		¥33,974	11,700	26,400	3,000				¥75,074

*サービス利用料金減額C（利用者負担段階第1段階の方）

要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)			食費(月額) ※1日¥300	居住費(月額) ※1日¥880	おやつ代(月額) ※1日¥100	1月合計(30日)		
				1割負担	2割負担	3割負担				1割負担	2割負担	3割負担
1	20100単位	3583単位	10.54		¥24,962	9,000	26,400	3,000				¥63,362
2	22200単位	3583単位	10.54		¥27,175	9,000	26,400	3,000				¥65,575
3	24450単位	3583単位	10.54		¥29,547	9,000	26,400	3,000				¥67,947
4	26580単位	3583単位	10.54		¥31,792	9,000	26,400	3,000				¥70,192
5	28650単位	3583単位	10.54		¥33,974	9,000	26,400	3,000				¥72,374

・加算には科学的介護促進体制加算Ⅱ(月50単位)・自立支援促進加算(月280単位)・排泄支援加算Ⅰ(月10単位)・褥瘡マネジメント加算Ⅰ(月3単位)・個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ((I)(I)1日12単位/月360単位)(II)月20単位)・生活機能向上連携加算(月100単位)・精神科医療養加算(1日5単位/月150単位)・看護体制加算Ⅰ・Ⅱ((I)1日4単位/月120単位)(II)1日8単位/月240単位)・夜勤職員配置加算Ⅱ(1日18単位/月540単位)・日常生活継続支援加算(1日46単位/月1380単位)・栄養マネジメント強化加算(1日11単位/月330単位)が含まれます。身体状況に応じて個人につけられる加算もあります。詳細は重要事項説明書を参照して下さい。

・この他に介護職員等処遇改善加算(月の総単位数の140/1000)がかかります。

・外泊・入院時、翌日から当該居室確保の為、7日(月をまたがる場合は最大12日)以降の居住費は2300円/日となります。

・入退所時及び、利用者の希望される協力病院以外(協力病院より遠方)の受診時の送迎を希望される場合、下記地域であれば送迎費のご負担はかかりません。

中央区: 小山地区

上記地域以外は、車両運行費1kmあたり22円のガソリン代とする。

特別養護老人ホームしようじゅの里相模原 料金表

■ 理美容料金表（基本料金）

	金額
カット	2,000 円
シャンプー＆ブロー	円
パーマ（カット・シャンプー・ブロー込）	円
ヘアカラー（カット・シャンプー・ブロー込）	円

■ 日用品（税込）

品名	金額
ティッシュペーパー（5 箱）	235 円
入れ歯洗浄剤（1 箱）	459 円
歯ブラシ（ふつう・1 本）	20 円
歯磨き粉	118 円
石鹼（1 個）	46 円
乾電池（単一）2 本入り	220 円
乾電池（単二）2 本入り	177 円
乾電池（単三）4 本入り	89 円
乾電池（単四）4 本入り	89 円

■ 電気使用料（月額料金）

品目	仕様	金額
冷蔵庫	1 カ月	900 円
電気毛布	8 時間（×1 カ月）	240 円
	24 時間（×1 カ月）	720 円
加湿器・空気清浄器	1 カ月	450 円

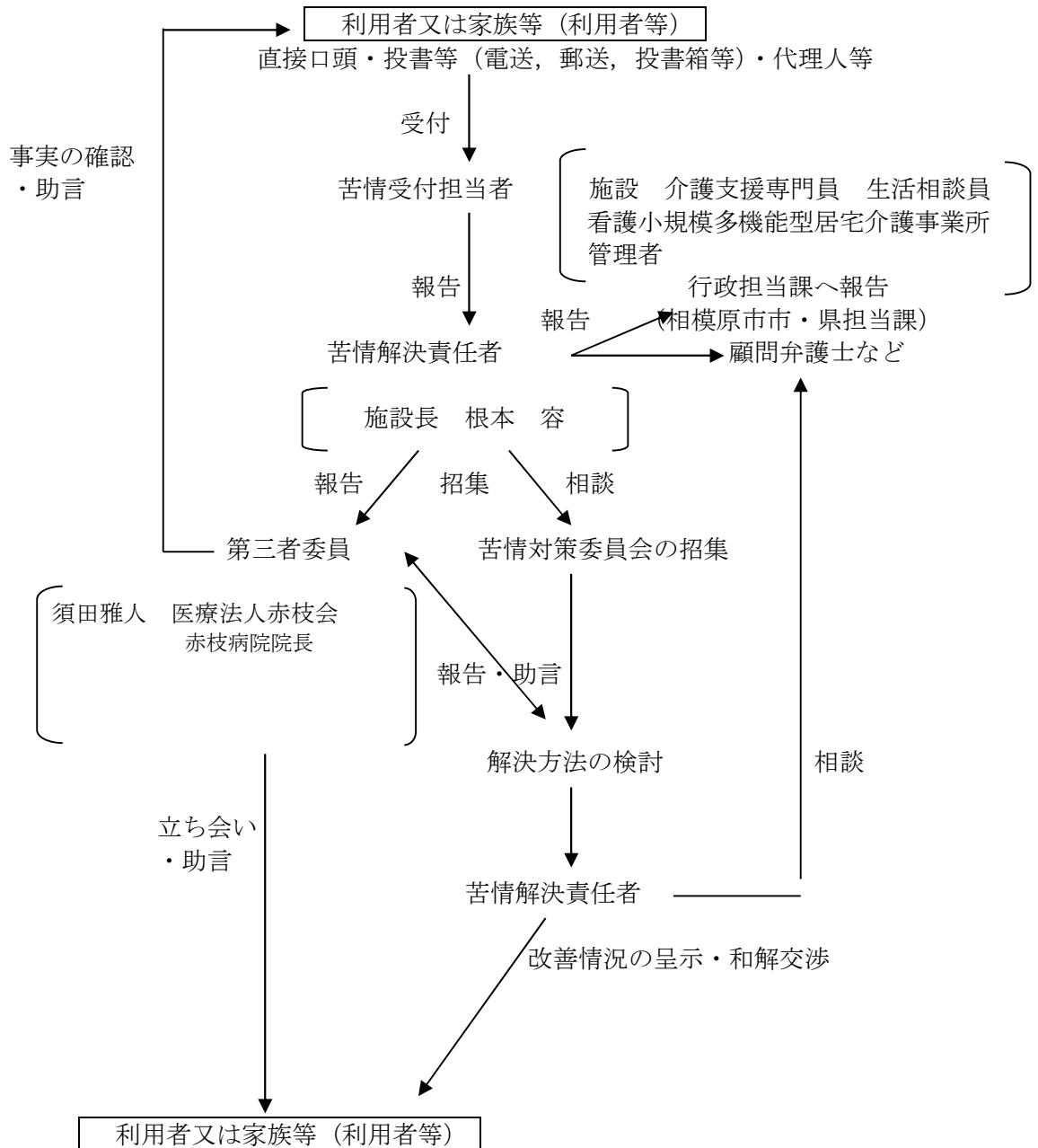
■ その他

品目	仕様	金額
コピー料 (5 枚以上印刷の場合)	カラー	50 円
	白黒	10 円

※上記価格は物価等により変動することがあります。

2022 年 4 月 1 日 適用

社会福祉法人 兼愛会
 しょうじゅの里 相模原
 苦情対応フロー



特別養護老人ホーム しょうじゅの里 相模原
施設長 根本 容 様

個人情報の使用に係る同意書

私儀、この度貴事業所のサービスを利用するにあたり、下記の事項について私および私の家族の個人情報を開示することに同意いたします。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

(1) 事業所での開示

- ・ 提供される介護サービス
- ・ 介護保険請求関係業務
- ・ 管理運営業務 (入退所等の居室管理、会計・経理、介護事故の報告)
- ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 施設介護、在宅介護系教育

(2) 他の事業者等への情報開示 (第三者への開示)

- ・ 他の施設、居宅サービス事業所、病院等との介護・医療サービス等に関する連携
- ・ 他のサービス事業所等からの介護サービス等に関する照会への回答
- ・ 介護サービス提供等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 介護計画等の説明
- ・ 介護保険事務 (審査支払機関への請求書等の提出)
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会に対する回答
- ・ 評価機構等の外部監査機関への情報提供
- ・ 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出
- ・ 行政機関等からの委託を受けて事業等を行った場合における、行政機関等へのその報告等
- ・ 損害賠償保険などに係る介護等に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の開示】～同意項目にチェック～

施設内での名前及び写真の掲載

広報誌またはホームページなどの写真の掲載

3. 使用条件

- (1)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2)個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

利 用 者

印

家族代表